# 役職[illegible]規程

平成　　年　　月　　日　制定

SAMPLE

# 役員退職慰労金・弔慰金規程

**（総則）**

第１条　当社の取締役または監査役（以下役員という）が退職したとき、または役掌が大きく変更したときは、株主総会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

**（目的）**

第２条　この規程は、役員の退職または法人税法上基本通達による分掌変更等の場合に、一時金および分割払いによる支給を行い、もって役員在任期間中の[illegible]退職後[illegible]役員ま[illegible]族の[illegible]安[illegible]を目的[illegible]。

**（適用の範囲）**

第３条　この規程は[illegible]適用す[illegible]この[illegible]該[illegible]場[illegible]役員[illegible]慰労金を減額[illegible]いことがある。

１．　退職にあた[illegible]の[illegible]務[illegible]会[illegible]支障[illegible]す場合。

２．　退[illegible]たり[illegible]の他[illegible]た[illegible]会[illegible]密を漏らす[illegible]って、会社に[illegible]を与える恐れのある場合。

３．　在任[illegible]が[illegible]役員[illegible]

４．　その他、[illegible]に準ず[illegible]があ[illegible]を適当と認め[illegible]

**（算定基準）**

第４条　退職慰労金の算定は、次の各項目をそれぞれ乗じた額とする。

１．　退任時最終報酬月額

２．　役員在任年数

３．　退任時役位別倍率

ただし、算定額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。

SAMPLE

（退任時役位別倍率）

| 退任時役位 | 倍　率 | 退任時役位 | 倍　率 |
|---|---|---|---|
| **取締役会長** | | **常務取締役** | |
| **取締役社長** | | **常勤取締役** | |
| **取締役副社長** | | **使用人兼務取締役** | |
| **専務取締役** | | **監査役** | |

SAMPLE

**（在任期間）**

第５条　役員在任[illegible]１[illegible]単位と[illegible]月割[illegible]１[illegible]に満[illegible]月[illegible]上げる。

**（功績加算）**

第６条　在任中に特に功績[illegible]め[illegible]し[illegible]り[illegible]慰[illegible]こその３０％[illegible]ない額を限度として、加算するこ[illegible]る。

**（弔慰金）**

第７条　任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として支給する。

- 業務上の死亡の場合　……　　円
- 業務外の死亡の場合　……　　円

**（支給時期）**

第８条　退職慰労金・弔慰金の支給時期は原則として株主総会の決議または承認後　ヵ月以内とする。

**（死亡役員に対する死亡退職金等）**

第９条　１．　死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は遺族に支給する。

２．　遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

**（生命保険契約の締結）**

第 10 条　１．　会社は退職慰労金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、保険会社との間で、役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。

２．　役員[illegible]きは退職[illegible]弔慰[illegible]ま[illegible]部[illegible]保険契[illegible]名義を退職[illegible]保険証券を交付す[illegible]の場[illegible]約の[illegible]角[illegible]金[illegible]

３．　新[illegible]員に[illegible]は、[illegible]かに[illegible]も[illegible]る。

**（使用人兼務役員の取扱い）**

第 11 条　この規程[illegible]支給[illegible]職[illegible]は[illegible]に[illegible]使用人として[illegible]べき退職給与[illegible]ない。

**（規程の改正）**

第 12 条　この規程は、改定権を有する取締役会の決議をもって随時改正することができる。

**（その他）**

第 13 条　本規程に定めなき事項については、取締役会で協議決定する。

**（施行日）**

第 14 条　この規程は、　　年　　月　　日より施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

SAMPLE

役員退職慰労金・弔慰金に関する取締役会議事録

# 取締役会議事録

平成　　年　　月　　日　午　　時　　分より、当会社において、取締役会を開催した。
出席取締役　　名（全取締役　　名）

代表取締役　　は、選ばれて議長となり、下記の議案につき可決確定の上、午　　時　　分散会した。

［議　　案］
役員退職慰労金　　規程制定の件

上記の議案につき議長から　　趣旨　　あ　　い　　した　　、出席した取　　役員の賛成をもってこれを可決した。なお、　　程は　　こ　　し　　制　　いて監査役の　　経ていると　　からの報告があった。

以上の決議を明確にするため法規に従い、この議事録を作り、出席取締役全員がこれに記名捺印する。

平成　　年　　月　　日
議長　代表取締役　　代表印
出席取締役　　印
同　　印
同　　印
同　　印

SAMPLE

役員退職慰労金（生存退職金）支給に関する株主総会議事録

# 第　　回（定・臨）時株主総会議事録

平成　　年　　月　　日午　　時　　分より、当会社において、第　　回　　時株主総会を開催した。

当会社株主総数　　名
発行済株式総数　　株
[illegible]数（[illegible]により[illegible]含[illegible]
[illegible]総数[illegible]

以上の通り株主の[illegible]ので、[illegible]より[illegible]に[illegible]時株主総[illegible]したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に[illegible]

［議　　案］
退任した[illegible]の退職慰労金支給に関する件

平成　　年　　月　　日付けをもって退任した　　殿に対し、退職慰労金を支給することについて上程があったところ、株主　　殿から退職慰労金を贈呈すること、その金額、時期、方法等を取締役会に一任したいとの発言があった。

引続いて議長から、取締役会に一任の提案について、退職慰労金を支給することとし、その金額は、平成　　年　　月　　日に開かれた　　会で決議された基準の範囲内とし、支給の時期、支払方法等については、取締役会に一任することを提案して議場に賛否を問うたところ、出席株主の有する株式数の過半数の賛成により、議長提案通り承認可決された。

議長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、午　　時　　分閉会した。

SAMPLE

以上の決議を明確にするため法規に従い、この議事録を作り、議長および出席取締役全員がこれに記名捺印する。

平成　　年　　月　　日

議長　代表取締役　　代表印

出席取締役　　印

同　　印

同　　印

同　　印

SAMPLE